

社会福祉法人あやめ会 特別養護老人ホーム中伊豆 介護老人福祉施設 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム中伊豆（以下「施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法、介護保険法及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第10号)」の遵守を通じて入所者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という）ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ①名 称：特別養護老人ホーム中伊豆
- ②所在地：静岡県伊豆市八幡123番地

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第10号)」及び「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第9号)」、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第13号)」に基づいて、下表のように配置するものとする。また職員の短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護事業（以下「ショート」という）、通所介護、通所介護相当サービス事業（以下「デイ」という）との兼務については下表の通りとする。

職員の職種	勤務形態区分				備考(兼務の状況)
	常 勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長		1			ショート・デイと兼務
医 師				1	ショートと兼務
生活相談員		1 以上			ショートと兼務
介護支援専門員		1 以上			ショートと兼務
看 護 職 員	1 以上			※ 3 以上	ショート・デイと兼務(※常勤換算)
管理栄養士		1 以上			ショートと兼務
機能訓練指導員		1 以上			ショートと兼務
介 護 職 員	2 0 以上				ユニットリーダー研修受講者配置
事 務 員		1 以上			ショート・デイと兼務

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない。ただし入所者の処遇に支障がない

場合はこの限りでない。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するために必要な職務を行う。

- ①施設長は、施設の業務を統括すると共に、入所者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示する。また、社会福祉法人及び施設としての理念を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- ②医師は、入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- ③生活相談員は、入所者の立場に立った生活相談、面接、身上調査並びに入所者処遇の企画及び実施に従事する。また、入退所に関する業務を行う。
- ④介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者の満足度を確保する。
- ⑤看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- ⑥管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- ⑦機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑧介護職員は、入所者の日常生活の介護、指導、援助に従事する。
- ⑨事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

(職員の勤務体制等)

第6条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に基づき、入所者に対し適切なサービスを提供できるよう定めておかなければならない。

- 2 施設長は、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続したサービスの提供に配慮して毎月の勤務割表を策定し、前月の15日までに職員に周知するものとする。
- 3 施設は、施設の職員によってそのサービスを提供されなければならない。ただし、入所者のサービスの提供に直接影響がない業務についてはこの限りではない。
- 4 施設長は、業務に支障がない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 入所定員

(定員)

第7条 施設の入所定員は次のとおりとする。

フロア	ユニット名称	居室の種類及び室数	定 員
1 階	1 階 南	個 室 10 室	10 名
〃	1 階 東	個 室 10 室	10 名
2 階	2 階 南	個 室 10 室	10 名
〃	2 階 東	個 室 10 室	10 名
〃	2 階 西	個 室 10 室	10 名
〃	2 階 北	個 室 10 室	10 名
合 計	6ユニット	個 室 60 室	60 名

- 2 ユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし災害等やむを得ない事情のある場合はこの限りではない。

第4章 入退所

(サービス内容及び手続の説明および同意)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス

提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第9条 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、すみやかに適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）の提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう務めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第5章 入所者へのサービスの提供内容及び費用の額

(入所者の処遇に関する計画)

第14条 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成するものとする。

2 施設は、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(サービスの取扱方針)

- 第15条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入所者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画書に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入所者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 施設は、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
 - 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。
 - 7 前項の身体的拘束を行う場合には家族の許可を得ることとし、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 9 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入所できるようにするものとする。

(介護)

- 第16条 介護は、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入所者の日常生活における家事を、入所者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供するものとする。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
 - 4 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを排泄毎随時に取り替えるものとする。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないよう対策を策定し、適切な介護を行わなければならない。
 - 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 8 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 9 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第17条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の

状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

- 4 施設は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第18条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第19条 施設は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入所者が自律的に行うこれらの行動を支援するものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族が訪問しやすい雰囲気づくりに努め、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するように努めるものとする。

（機能訓練）

第20条 施設は、入所者との合意に基づき、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳（老人保健法（昭和57年法律第80号）第13条の健康手帳をいう。以下この項において同じ。）に必要な事項を記載しなければならない。
- 3 入所者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である長岡リハビリテーション病院もしくはリハビリテーション中伊豆温泉病院に対応の要請をすることとする。

（協力医療機関等）

第22条 施設は、治療を必要とする入所者のための協力医療機関として、長岡リハビリテーション病院及びリハビリテーション中伊豆温泉病院を定める。

- 2 施設は、協力歯科医療機関として、フジ歯科医院及び三恵歯科医院を定める。

（利用料その他の費用の額）

第23条 利用料の額は、介護保険法に基づく要介護認定区分毎の介護費用基準によるものとし、別紙料金表の利用料の合計額とする。

- 2 居住費の額は、別紙料金表のとおり、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」に基づく居住費とし、費用の額の変更に關しても同基準に基づき算定するものとする。
- 3 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、別紙料金表のとおりとする。
- 4 預り金等は原則、入所者又は家族の管理となるが、やむを得ない事情がある場合は、別紙料金表の金額にて、施設が管理の代行を行うこととする。
- 5 特例施設介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 6 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(施設利用に当たっての留意事項等)

第25条 施設の入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- ①けんか、口論又は暴力行為、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。
- ②火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- ③施設、備品その他の器具を破損し、又はこれらを施設外に持ち出さないこと。

2 施設長は、入所者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入所者に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- ①施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- ②偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- ③故意にこの規程に違反したとき。

(緊急時における対応)

第26条 施設の職員等はサービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合はすみやかに主治医または施設の協力医療機関の長岡リハビリテーション病院もしくは中伊豆温泉病院へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第27条 施設は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて職員に周知徹底するものとする。
- 3 施設は、事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。
- 4 施設は、事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行うものとする。
- 5 施設は、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 6 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練を行う。
- 3 施設は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。
- 4 施設は、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整えなければならない。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第29条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情対応)

第30条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善内容を市町村に報告する。
- 4 施設は、苦情解決の適切な支援を行うため、第三者の立場に立つ第三者委員を設置し、提供した施設サービス等に関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第31条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第32条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、嘱託ならびに協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(会計の区分)

第34条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 施設の経理は、社会福祉法人あやめ会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第35条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - ①入所者の処遇に関する計画
 - ②行った具体的な処遇の内容等の記録
 - ③第15条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急等やむを得ない理由の記録
 - ④第30条第2項に規定する苦情処理の内容等の記録
 - ⑤第27条第5項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(自治体との連携)

第36条 施設は、県及び市町村と積極的に情報を交換し、適切な介護サービスの推進に努めなければならない。また、県及び市町村の指導、助言があった際には誠実に改善の対応に当たらなければならない。

（法令との関係）

第37条 この規程に定めのない事項については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）」、「特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）」）その他関連法令の定めるところによる。

（虐待防止に関する事項）

第38条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずる。

- ①虐待を防止するための職員に対する研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- ③その他虐待防止のための必要な措置。

2 施設は、サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第39条 業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、入居者に対し施設が提供するサービスを継続した提供できるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（ハラスメントの防止）

第40条 ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ケアハラスメント等）の排除並びに防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第41条 感染症の予防及びまん延の防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

（入居者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保等）

第42条 施設は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

附則

（施行）

この規程は令和6年4月1日から施行する。